

## 広島県公安委員会告示第6号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成25年1月24日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
2P1332	告示の日 (平成25年1月24日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRぱちんこウルトラマンタロウ暗黒の逆襲M3	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号)	左同
2P1316	同上	同上	CR綱取物語M9AY	株式会社平和 代表取締役 嶺井 勝也 (東京都台東区東上野二丁目22番9号)	左同
2P1336	同上	同上	CRA猪木49AZ	同上	左同
2S1297	同上	回胴式遊技機	アントニオ猪木が伝説にするパチスロ機P	株式会社オリンピック 代表取締役 兼次 民喜 (東京都台東区東上野二丁目11番7号)	左同
2S1348	同上	同上	パチスロ 創聖のアクエリオンII G	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号)	左同
2S1296	同上	同上	ハイサイ蝶特急2	株式会社タイヨー 代表取締役 小山 英樹 (東京都港区芝四丁目3番5号)	左同